

## 第6章

### 誘導施設

#### (都市機能誘導区域内)

- 1 誘導施設の基本的な考え方（国の指針）
- 2 誘導施設の設定方針（市の方針）
- 3 誘導施設の設定基準
- 4 誘導施設の設定



## I 誘導施設の基本的な考え方（国の指針）

都市機能誘導区域内に、立地を誘導すべき誘導施設の設定に当たっては、当該区域及び都市全体における、現在の年齢別の人口構成や、将来の人口推計、施設の充足状況や配置を考慮し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。

具体的には、都市計画運用指針（国土交通省）に示す、以下のような施設を誘導施設とすることとされています。

### 誘導施設として考えられるもの（都市機能誘導区域内）

#### ● 医療・福祉

病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設

#### ● 子育て・教育

子育て世代が、居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園、保育園等の子育て施設又は小学校等の教育施設、その他科学施設

#### ● 商業・文化

集客力があり、まちのにぎわいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設

#### ● 行政サービスの窓口機能を有する行政施設などが考えられます。

### 誘導施設として含まないもの

- 都市の居住者以外の者の宿泊のみに特化した宿泊施設や、都市の居住者の共同の福祉や利便に寄与しないオフィス・事務所等の施設

### 誘導施設の設定において留意すべき事項

- 誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。
- 都市機能誘導区域外に誘導施設が立地する際は、届出制度の対象となるため、誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合には、必要に応じて誘導施設の設定を見直すことが望ましい。（誘導施設としない）

## 2 都市機能の誘導方針（市の方針）

人口減少・超高齢社会を迎える中で、都市の生活を支える機能を、身近な場所に維持・確保するため、「都市拠点」への「高次都市機能」の誘導や「地域拠点」への日常生活に密着した「身近な都市機能」の誘導など、地域特性に応じた機能誘導・集積により、これらのサービスの効率的な提供と持続的な確保を図ります。そのうえで、拠点間の役割分担の観点から、施設の特性に応じて、公共交通等の交通ネットワークにより、拠点相互に役割を補完しながら、市全体で市民生活に必要な機能を充足します。

なお、市街化調整区域の「里山生活拠点」においては、郊外部地域の居住環境や地域コミュニティの維持・確保を図る観点から、地域の実情に応じて生活利便機能等の集約を促進します。

（都市機能の誘導に対する基本的な考え方）

	既存誘導施設	新規誘導施設
都市機能誘導区域	現状の機能を維持する	誘導を推進する
上記区域外	当面の間、機能を維持する	誘導しない※

※地域経済の活性化に貢献することが確実である機能立地については、地域ニーズ、インフラの維持管理コスト及び財政負担、将来継続性、中心市街地への影響の観点から、対象となる事業を総合的に判断します。

### 3 誘導施設の設定基準

誘導施設の設定に当たって、各施設を配置するうえでの一般的な考え方及び市の計画における配置の考え方を以下に整理します。

(圏域人口規模別施設配置の基準)

施設分類		一般的な考え方	市の計画における考え方
医療	中央病院 (内科・外科)	概ね1施設で15万人の圏域人口	—
	地区病院 (内科・外科)	概ね1施設で3万人の圏域人口	
	診療所 (内科・外科)	概ね1施設で1万人の圏域人口	
介護福祉	通所系・訪問系・ 小規模多機能施設	【訪問系サービス】 概ね1施設で5千人の圏域人口	市内7か所の地域高齢者支援センター単位(概ね中学校区単位) (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)
	地域高齢者支援センター	地域包括ケアシステムの単位	
子育て	認定こども園	—	市内を1区域として設定 (こども計画)
	認可保育所	—	
	子育て支援施設	—	
商業	百貨店・ ショッピングモール	概ね1施設で5万人の圏域人口	—
	スーパー	概ね1施設で1万人の圏域人口	—
金融	銀行、信用金庫、 中央労働金庫	—	—
	郵便局	市で1以上設置、地域住民の需要に適切に対応するよう配置 (郵便局株式会社法施行規則 郵便局の設置基準等)	—
文化	図書館、文化会館、 美術館、博物館	—	—
行政等	市役所・連絡所	—	—
	小学校、中学校 幼稚園、公民館 児童館、こども館	—	学校等を核として、公共施設の複合化を推進 (公共施設再配置計画)

一般的な考え方は、特筆したものの以外、国土交通省資料を参照

## 4 誘導施設の設定

本市における誘導施設は、地区別の現況施設数、立地状況及び施設配置基準並びに地区人口等を考慮し、次のとおり設定します。

**赤文字**：施設が存在していないため、新規立地が望ましい誘導施設

**青文字**：建替等による更新の際も、機能維持・拡大が望ましい誘導施設

都市拠点種類		中心都市	都市			地域		
都市機能種類	拠点別都市機能誘導施設数（現況）	秦野駅周辺	渋沢駅周辺	鶴巻温泉駅周辺	東海大学前駅周辺	保健福祉センター周辺	秦野赤十字病院周辺	下大槻団地周辺
		医療	病院（内科・外科）	1	0	1	0	0
	診療所（内科・外科）	16	8	3	7	2	1	1
介護福祉	通所系・訪問系・小規模多機能施設	10	22	9	6	4	4	1
	地域包括支援センター	0	0	1	0	0	0	1
子育て	認定こども園	0	2	0	0	2	0	1
	認可保育所	5	2	1	1	0	2	1
	児童館、こども館	2	1	1	1	0	0	1
	子育て支援施設	1	2	1	0	1	0	1
商業	百貨店・ショッピングモール	1	0	0	0	0	0	0
	スーパー	1	4	2	0	1	1	0
金融	銀行、信用金庫、中央労働金庫	8	4	2	3	1	0	1
	郵便局	2	2	1	2	1	0	1
教育・文化	幼稚園	公共施設再配置計画等に基づく 取組みとの連携						
	小学校							
	中学校							
	図書館、文化会館、美術館、博物館							
行政	市役所・連絡所機能	2	3	2	1	0	0	0
	公民館、その他施設	1	3	1	0	1	0	1

※各種の複合化施設を含む（令和7年現況）■